

日行連発第1019号
平成30年11月26日

各単位会長 様

日本行政書士会連合会
会長 遠田 和夫

執行官の採用選考受験案内について

今般、最高裁判所事務総局民事局第三課執行制度係から平成30年度執行官採用選考受験案内を行政書士会員に周知していただきたいとの要請を受けましたので、ご案内いたします。

執行官の採用選考におきましては、選考資格とされている「法律に関する実務を経験した年数が通算して10年以上である者」において、行政書士の業務歴も「法律に関する実務の経験」として扱われることとされております。

特に該当単位会におかれては会員宛てにお知らせする等適宜お取りはからいくださるよう、お願いいたします。

記

1. 試験実施裁判所

- ・青森地方裁判所

なお、申込書類の入手方法、申込方法等については、該当の地方裁判所にお問い合わせください。

2. 受験案内について

試験は欠員状況に応じて、各地方裁判所が実施します。今回の採用選考実施所の受験案内を添付いたしますが、次のURLから入手することもできます。

<「執行官採用選考試験案内」サイト>

<http://www.courts.go.jp/saiyo/shikkokan/>

また、日行連ホームページにおいても、お知らせを掲載することといたします。

《別添》

- ・平成30年度執行官採用選考「受験案内」

以上

3 採用予定日及び採用予定人員等

採用予定日	平成 31 年 4 月 1 日
採用予定裁判所	青森地方裁判所（支部を含む。）
採用予定人員	1 人 程 度

4 選考申込方法

選考申込方法	<p>次の応募書類に所要事項を記入し、青森地方裁判所事務局総務課人事第一係宛てに簡易書留郵便で提出してください（持参可）。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・選考申込書（3か月以内に撮影した写真を貼ったもの） ・選考資格に係る申告書 ・返信用封筒（郵便番号、住所、氏名を記載の上、82円切手を貼ったもの） <p>* 選考申込書及び選考資格に係る申告書は、上記の係で交付しています。</p>
--------	--

注意事項

- 1 選考資格に係る申告書を提出しない場合には、選考申込みを受け付けません。
- 2 選考資格に係る申告書の記載に不備がある場合には、所定の期間内に補正をするよう命じますが、この間に補正がなされない場合には受験を認めないことがあります。
- 3 いかなる場合にも、提出された選考申込書、選考資格に係る申告書等は返還しません。
- 4 受験申込者に対して、所定の期間内に選考資格に係る証明書の提出を求めますが、この期間内に当該証明書が提出されない場合には、選考試験の受験を認めないこと又は選考試験の合格を取り消すことがあります。
- 5 論文式試験においては、判例及び解説のないもの1冊に限り六法の使用を認めます。ただし、書き込みのあるものは使用を認めません(六法の貸出しはありません。)
- 6 筆記試験及び面接試験の成績が一定の水準に達している者がいない場合には、全員不合格となる場合があります。
- 7 裁判に関する事務を行うために必要とされる国家試験とは、司法修習生考試、簡易裁判所判事選考試験、副検事選考試験、司法書士試験及び弁理士試験をいいます。
- 8 選考合格者には、必要に応じ、健康診断を受診してもらう場合があります（費用は自己負担）。

執行官に採用されると……

職務内容	<p>執行官は、動産執行、不動産執行事件における現況調査、土地建物の明渡しの執行、保全処分の執行など民事訴訟法、民事執行法、民事保全法その他の法令において執行官が取り扱うべきものとされている事務等を行います（執行官法（昭和41年法律第111号）第1条参照）。</p> <p>執行官は、原則として1人で債務者の居宅や差押物件に赴き、これらの職務を各種法律に基づいて厳正に行います。</p>
収入	<p>執行官は、その職務の執行につき、手数料を受け、また職務の執行に要する費用の支払又は償還を受ける（執行官法第7条参照）ことができます。国庫から給与や諸手当が支給されることはありません。また、個人として国民健康保険に加入することになります。なお、執行官は、収入の中から自己の負担により事務員の人件費等の経費を支出することになります。</p>
退職	<p>執行官は、裁判所を離れて、現場で執務することが多いことや不動産執行事件の現況調査事務等の遂行に相当程度の気力、体力を要することにかんがみて、当庁では、従来から満65歳で退職する扱いになっています。</p>

* 問い合わせ先

青森地方裁判所事務局総務課人事第一係
 〒030-8522 青森市長島一丁目3番26号
 (電話)017-722-5428 (担当係直通)

(別記)

法律に関する実務について

- 1 次の実務は、「法律に関する実務」として扱われます。
 - (1) 一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号）第6条第1項第1号イに規定する行政職俸給表(一)、同項第3号に規定する税務職俸給表、同項第4号イに規定する公安職俸給表(一)及び同項第4号ロに規定する公安職俸給表(二)の適用又は準用を受ける職員としての実務
 - (2) 弁護士、弁理士、司法書士又は不動産鑑定士としての実務
 - (3) 銀行、長期信用銀行、信用金庫、労働金庫又は信用協同組合における実務

- 2 1の実務を経験した年数が通算して10年以上である者以外の者については、その者の経歴、資格等に基づき、青森地方裁判所執行官採用選考委員会が、法律に関する実務を経験した年数が通算して10年以上である者に該当するか否かを個別に審査します。

- 3 法律に関する実務の経験年数は、採用予定日を基準日として判定されます。